

医療費適正化に

「協力ください」

医療保険係 ☎ 32・2214

現在、夜間や休日における軽症患者の救急受診が増加し、緊急性が高い重症患者の治療に支障をきたすとともに、勤務医の負担が過重となる原因となっています。必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆さんに負担していただく医療費を適正なものとするため、医療機関・薬局を利用する際には、次のことに留意してください。

- ◆夜間・休日の受診は控えましょう。
- ◆夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、小児救急電話相談を利用しましょう。
(☎ #8000 19時〜23時)
- ◆かかりつけ医を持ち、同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- ◆薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◆薬の飲み合わせに注意しましょう。
- ◆後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用しましょう。
- ◆一年に一度は特定健診やがん検診を受診し、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。

このため平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合もご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する照会は左記の番号にお問合せください。
問合せ ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎ 0570・058・555

11月は「ねんきん月間」 11月30日(いみらい)は「年金の日」です

「ねんきん月間」は、国民の皆さんに公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

また、「年金の日」は、国民一人ひとりに「ねんきんネット」などを活用して自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的としています。

「ねんきんネット」をご利用いただく、これまでの年金記録やこれからの年金見込み額を簡単に確認することができます。

詳しくは日本年金機構のホームページ、または砂川年金事務所にお問合せください。

臨時福祉給付金の 申請はお済みですか？

- 申請期限(11月17日)が近づいています。この日を過ぎると受取ることができなくなります。
- 市役所からは給付金に該当すると思われる方に対して、8月中旬頃に自宅へ申請書を郵送しています。
- 申請書を提出されていても添付書類(本人確認書類など)に不備がある場合は、支給することができません。連絡していますが提出されていない方がいます。今一度、ご確認ください。
- 申請書を紛失した場合や、給付金に該当するかどうかなど不明な点があれば、至急、市役所臨時福祉給付金担当へご連絡願います。

問合せ先

赤平市臨時福祉給付金担当 ☎ 34-2030

こんにちは赤ちゃん・プレママ 臨時サポート「商品券」

出産前後の家庭に対して臨時的な支援を行います(商品券5,000円)。



■給付対象の方

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの期間に「母子健康手帳」を交付された方で、申請時に北海道内に居住している方。

■申請方法

「母子健康手帳」交付時に市役所健康づくり推進係から「商品券交付申請書」を受取り、事務局へ申請してください。

■利用期限 平成28年1月31日(日)まで

■取扱い店 事前に登録された道内の店舗

問合せ先

こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業事務局 ☎ 011-330-8523

**固定資産(土地・建物)の手続きは年内に
～登記・届出などの手続きをお忘れなく～**

平成28年度の固定資産税は、すべて来年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

▶土地及び登記されている建物の場合

土地や建物の取得・取壊し・所有者変更などは、札幌法務局滝川支局(☎23-2330)での手続きとなります。

▶未登記の建物、車庫、物置などの場合

未登記の建物の取得・取壊し・所有者変更などは、市役所市税係での手続きとなります。届出用紙は市税係にあります。

※増改築や一部取壊し、車庫や物置などの設置(10㎡以上)は、確認申請や在来調査だけでは把握できない場合があります。正しい課税のため、速やかに手続きをお願いします。

税

に関する お知らせ

市税係
☎32-2219

年末調整説明会

日時 11月13日(金) 14:00～15:30
(受付開始13:30)
会場 交流センターみらい
4階 かたらいホール
対象者 給与源泉徴収担当者
青色申告者(個人事業主)
※年末調整に必要な書類は、滝川税務署より事業所あてに直接郵送されます。

農業所得調査表の提出

農業所得関係者は、農業所得調査表など(後日配布)を提出してください。
日時 11月30日(月) 9:00～16:00
会場 市コミュニティセンター
(市役所併設)

赤平市市税等 収納向上対策本部

まちの環境美化のために

まちの環境美化に使われる財源は、皆さんが納めている税金や手数料です。
正しく納期を守り、決められた額を納めていただかなければ、住みよい環境づくりができなくなってしまうます。
快適なまちづくりのために、公平公正な納付をお願いします。

し尿処理手数料の納付

し尿は、市の委託業者が集めて奈井江の処理場へ運んでいます。処理場の運営は、し尿処理手数料と市からの支出(税金など)で成り立っていますので、手数料の未納が増えると運営に支障をきたします。

また、納めている方との不公平感をなくすことが重要であることから、収納業務の強化を行う方針です。

未納が続くと支払いが難しくなり、特に悪質と判断された場合は、「行政サービスの制限」の対象者となります。市営住宅の入居、幼稚園の入園・通園など、さまざまな行政サービスが利用できなくなりますので、し尿処理手数料をはじめとする市税、使用料は納期限までに必ず納めましょう。

■生活環境交通係 ☎32-2215

■納税相談窓口について■

平日 8:30～17:00
各担当係で受け付けます。
特別な事情がある場合は必ずご相談ください。

納期限
11月30日(月)
まで

●国民健康保険税 第5期

●後期高齢者医療保険料 第5期

今月の納税

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219

堤防刈草の無料配布が行われました

—北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所—

空知川河川事務所では、堤防の機能維持と、亀裂や法崩れなどの異常を早期発見するために堤防の草刈を行っています。

今回、資源の有効活用と維持管理コストを減らすために、刈草を利用していただける方を募集し、9月19日に無料配布を実施しました。

来年度以降も実施する予定です。



刈草積込みの様子